

横浜市立みなと赤十字病院（「横浜市立の病院として横浜市の地域の皆様の健康を増進するために日本赤十字社が指定管理を行う」ホームページ「院長あいさつ」より）の有期雇用労働者が、よこはまシティユニオンの組合員になった。

彼は知的障がい者でパートタイマーとして昨年度まで8時半～17時まで週5日働いていた。仕事上何ら注意を受けたこともなく、新しい業務を任されることもあった。

ところが3月下旬に4月からは15時までに時間を短縮されると言われる。当然賃金も下がる。夏季休暇も勤勉手当（いわゆる賞与）もなくなる。

自分や家族が交渉して、5月から3時半までとなったが、今後のこともあるので、弁護士さんの紹介で加入した。

パートタイマー就業規則を確認すると、金額はともかく、勤勉手当を支給するとある。団交で要求したら、あっさり支払うことになった。どうも他にも該当者がいるようだ。昨年は6万円だったのに、労働時間が短くなった分少なくなって5万円。

夏季休暇は、たしかにパートタイマー就業規則にはないのだが、昨年度まではもらっていた。改めて要求したところ、週5日、1日7時間44分働いているパートタイマー（彼がそうだった）には付与しているが、これより少ない人には付与していないという。

ちなみに、昨年度まで、彼の昼休みは46分。

正規職員よりも1分間長い・・・つまり一日1分間短時間労働者というわけだ。

赤十字基本7原則の一つに「公平」というのがある。

「国籍、人種、宗教、社会的地位または政治上の意見によるいかなる差別をもしない。

赤十字・赤新月はただ苦痛の度合いにしたがって個人を救うことに努め、その場合もつとも急を要する困苦をまっさきに取り扱う」とある。

障がい者、有期雇用労働者差別は断じて許されないはずだ。 <K>

.....
コミュニティ・ユニオン全国ネットワーク 事務局

(発行責任者：岡本)

136-0071 江東区亀戸 7-8-9 松甚ビル 2F 下町ユニオン内

TEL：03-3638-3369 FAX：03-5626-2423

E-mail：shtmch@ybb.ne.jp
.....